

電気通信事業における会計制度の在り方に関する検討項目(案)

平成19年1月

PSTNからIP網への移行の進展及びそれに伴うデータ伝送役務の比重の高まりなど電気通信市場における環境変化を踏まえ、主としてPSTNを前提とする現行の接続会計や電気通信事業会計(役務別会計)について、その制度目的に照らした運用が確保されているかを検証し、IP化の進展等の環境変化に対応した新たな会計制度の在り方について検討を行う。

1. IP化の進展等に対応した会計制度の在り方に関する基本的考え方

1.1 検討に際しての基本的視点として、どのような項目に整理することが適当か。

- 1) 現行の会計制度について、その目的に照らして十分な適正性・有効性が必ずしも確保されていない部分を摘出・検証し、所要の見直しを図るアプローチを採ることが適当ではないか。
- 2) 電気通信分野における公正競争確保を図る観点から、接続会計と電気通信事業会計の双方の連携(相互参照性)の在り方や市場支配力を有する事業者とその子会社等の関係について透明性向上を図るための会計制度の活用方法等について検討する必要があるのではないか。また、その際、公正競争の確保上、重要性の高いものを優先して検討することが適当ではないか。
- 3) 会計制度は、接続政策(接続料)や料金政策(利用者料金)の在り方と密接に関連するため、会計制度の在り方の検討に際しては、必要な範囲内で接続政策や料金政策の在り方との関係についても、併せて検討する必要があるのではないか。
- 4) PSTNからIP網への移行が完了した後の期間に生じる問題は、現行のPSTNを前提とした接続政策や料金政策の抜本的な見直しを踏まえて検討する必要があると考えられる。まずはPSTNとIP網が並存している期間に生じる問題を優先的に検討することが適当ではないか。

1.2 上記のほか、どのような事項について、基本的視点として据えることが適当か。

2. 今後の接続会計の在り方(1) 設備区分の在り方

2.1.1 NTT東西は、第一種指定電気通信設備接続会計規則等に基づき、第一種指定電気通信設備の管理部門・利用部門ごとの損益計算書や設備区分ごとの費用明細表を公表するとともに、これらを基に機能ごとの接続料原価の算定を行っている。

2.1.2 当該設備区分の在り方について、例えば以下のような点について検討を加えることは適当か。

1) 相互接続の機能追加に対応した設備区分の在り方

97年の接続会計制度の創設以降、サービスの多様化に合わせ相互接続の機能が追加(97年:11機能→06年:33機能)される一方、現行の接続会計における設備区分はこれら機能との対応関係が明確でない部分がある。その結果、接続会計における設備区分ごとの費用明細と実際の接続料の原価算定との対応関係が制度創設時と比較して不明確になっている面がある。

接続会計の目的が接続料原価の適正性の確保にあることにかんがみれば、接続会計の設備区分について、現行接続料の機能に対応したものとする方向で見直すことが適当ではないか。仮に見直す場合には、具体的には、以下の方向で検討をすることは適当か。

- a) 接続会計における設備区分と接続料算定に用いられている設備区分を一致させること
- b) LRICで接続料原価を算定している固定電話に関する設備区分を簡素化し、固定電話以外のサービス機能(例:中継ダークファイバ)を重視して設備区分を見直すこと

2) ネットワークのIP化に対応した設備区分の在り方

接続会計の設備区分は、端末系伝送路等については電気信号(メタル回線)と光信号(光ファイバ回線)別の区分が設けられる一方、端末系交換設備や中継系交換設備は音声・データといった役務別の区分が設けられている。

しかし、今後ネットワークのIP化が進展する中、従来の役務概念による設備区分が妥当性を失う可能性がある。こうした中、

- a) 現行の設備区分はPSTNを中心としたネットワークを前提として音声伝送役務や専用役務について区分が設けられているが、ネットワーク構造の変化に応じて、区分の簡素化を含めてその在り方を検討することが適当ではないか。この際、引き続き現行の役務ベースの設備区分を採用することは適当か。仮に当該区分を見直すとした場合、どのような代替策が考えられ

るか。

- b) NTT東西が07年度下期から次世代ネットワークによる本格商用サービスを開始していく予定としているが、次世代ネットワークに係る相互接続機能の追加に伴い、次世代ネットワークに係る設備区分の在り方について基本的考え方を整理する必要があるのではないか。その際、例えば、次世代ネットワークについては、それ以外のネットワークと分けて設備区分を設けることは適当か。その他どのような方向性が考えられるか。

2.1.3 上記のほか、設備区分の在り方について検討を要する事項はあるか。

(2) 原価算定の在り方

2.2.1 原価算定の在り方について、例えば以下のように、費用配賦や減価償却費の在り方について検討を加えることは適当か。

1) 費用配賦の在り方

接続会計においては、複数の設備にまたがる費用について、固定資産価額比や支出額比による配賦が行われているものがある。

しかし、IP化の進展によりネットワーク構造が変化する中で、電話交換機とルータの価額差が示すように、固定資産価額比で費用を配賦した場合、音声伝送役務に配賦される費用が実態以上に多くなる可能性がある。また、従来はNTT東西の支出の大半が音声伝送役務であったことから、支出額比で配賦した場合も、音声伝送役務に配賦される費用が実態以上に多くなる可能性がある。こうした以上の状況にかんがみ、

- a) 配賦基準を固定資産価額比や支出額比としている費目については、接続料原価をPSTNに片寄せし、適正な接続料を確保できなくなる可能性があることから、費用配賦の実態を検証し、その在り方を検討する必要があるのではないか。
- b) 上記の検証を行う場合、具体的に留意すべき事項は何か。検討期間が限られていることを考えると、費用項目に優先順位をつけて検討することが適当ではないか。

また、見直しの方向性として、どのような考え方を採用することが適当か。まずは直課比率の向上を図り、直課できない場合は、ABC (Activity-Based Costing)手法等を採用するという考え方は適当か。

- c) また、接続会計の透明性の向上を図るため、諸外国の例などを参考にして、更に詳細な情報開示を検討することが適当か。仮に見直しを図るとした場合、配賦基準、配賦プロセス、関連データなど、NTT東西が現在公表

している接続会計報告書や接続会計処理手順書についてどのような方向で見直すことが適当か。

d) その他、費用配賦の在り方について検討を要する事項は何か。

2) 減価償却費(耐用年数)の算定

減価償却費の算定に用いられる耐用年数については、現在、原則として法定耐用年数が用いられているが、一部の設備については、法定耐用年数と使用実態が乖離しているとの指摘もある。こうした状況にかんがみ、

a) 適正な接続料原価を算定する観点から、使用実態に見合った減価償却費を計上することが望ましく、主要な電気通信設備については耐用年数を改めて検証し、できる限り使用実態を反映させたものにするについて検討することが適当ではないか。

仮に接続会計に基づく接続料原価算定を見直しの対象とし、電気通信事業会計を見直しの対象としない場合、両会計の減価償却費に差異が生じることとなるが、この点についてどう考えるか。

b) 耐用年数を検証する際、どのような手法を用いて見直すことが適当と考えられるか。例えば、LRICで用いられている経済的耐用年数の算出方法(増減法等)を参考とすることは適当か。

c) その他、耐用年数の検討に際し、留意すべき事項はあるか。

2.2.2 原価算定の在り方について、その他検討を要する事項はあるか。

(3) その他検討すべき事項

2.3.1 例えば、LRIC方式により算定した費用と実際費用との関係について検証可能な仕組みを検討する必要があるのではないか。すなわち、LRIC方式は、NTT東西に内在する非効率性を排除して接続料を算定することを目的として導入されたが、実態として、実際費用とLRICにより算定した費用の乖離が縮小傾向にある。こうした中、LRICにより算定した費用と実際費用の比較を可能とする仕組みを設けることにより、今後LRIC方式の在り方を検討する際に参照できるようにすることが適当ではないか。仮にこのような仕組みを設ける場合、どのような単位(営業費用総額、費目ごと等)で比較可能とすることが適当か。

2.3.2 その他、どのような事項について検討すべきか。

3. 今後の電気通信事業会計の在り方

3.1 電気通信事業会計の目的は、電気通信事業者(基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する事業者)の経営状況等を明らかにし、電気通信役務に関する料金の適正な算定に資することにある。

(1) 役務別区分の在り方

3.1.1 現在の指定電気通信役務損益明細表では、指定電気通信役務について不当な内部相互補助等による競争阻害的な料金設定を防止することを目的として、役務別等による一定の区分を設け、その区分ごとに費用、利益を整理している。更に、指定電気通信役務のうちプライスキャップ規制の対象である特定電気通信役務(音声伝送役務・専用役務)については、追加的に詳細な区分が設けられている。

3.1.2 他方、指定電気通信役務のうちプライスキャップ規制対象外の役務については、「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」の区分に分類した上でその収支が合算して計上されている。また、指定電気通信役務以外の電気通信役務については、「指定電気通信役務以外の電気通信役務」の区分に分類した上でその収支が合算して計上されている。

3.1.3 こうした現行の枠組みについて、市場実態を踏まえ、

- 1) プライスキャップ規制の対象である特定電気通信役務に係る区分については、現在の区分を引き続き維持することが適当か。仮に見直しを行うとした場合、どのような代替案が考えられるか。より詳細な検証が可能となるよう区分を細分化すべきか、あるいは音声伝送役務又は専用役務の区分の中で簡素化すべき区分はあるか。
- 2) プライスキャップ規制対象外の指定電気通信役務や指定電気通信役務以外の電気通信役務に係る区分として、現在の区分(「特定電気通信役務以外の指定電気通信役務」及び「指定電気通信役務以外の電気通信役務」)を引き続き維持することが適当か。例えば、ネットワーク構造(PSTN/IP網)やサービスの提供形態(伝送容量)、QoS(Quality of Service)レベルやサービス単位による区分等を設けることは適当か。
- 3) また、NTT東西による次世代ネットワークを用いた商用サービスの提供に係る会計の在り方について、役務別区分との関係でどのような整理を図ることが適当か。例えば、次世代ネットワークを用いたサービスとそれ以外のネットワークを用いたサービスを区分して会計整理をすることは適当か。そ

の他どのような方向性が考えられるか。

4) 上記のほか、役務別区分の在り方について検討を要する事項はあるか。

(2) 費用配賦の在り方

- 3.2.1 電気通信事業会計においては、複数のサービスにまたがる費用について、固定資産価額比や支出額比による配賦が行われているものがある。
- 3.2.2 しかし、前述の電話交換機と汎用ルータの価格差の例が示すように、固定資産価額比で配賦した場合は音声伝送役務に配賦される費用が実態以上に大きくなる可能性がある。また、従来はNTT東西の支出の大半が音声伝送役務であったことから、支出額比で配賦した場合も音声伝送役務に配賦される費用が実態以上に多くなる可能性がある。
- 3.2.3 このため、固定資産価額比等を配賦基準としている費目について、費用配賦の実態を検証し、その在り方を検討することが適当ではないか。検討に当たっては、検討期間が限られていることを考えると、費用項目に優先順位をつけて検討することが適当ではないか。また、見直しを図るとした場合、どのような方向性が考えられるか。まずは、直課比率の向上を図り、直課できない場合は、ABC(Activity-Based Costing)手法等を採用するという考え方は適当か。
- 3.2.4 また、電気通信事業会計では、例えば、指定電気通信役務損益明細表については、接続会計のような詳細な配賦基準や配賦プロセス等を示した手順書が作成・公表されていない。電気通信事業会計の透明性の向上を図るため、諸外国の例などを参考にして、配賦基準や関連データ等について更に詳細な情報開示を検討することが適当か。仮に見直しを図るとした場合、どのような方向性が考えられるか。
- 3.2.5 その他、費用配賦の在り方について検討を要する事項は何か。

(3) 多様な料金形態への対応

- 3.3.1 現在、複数サービスの料金のバンドル化・定額化が進展しており、今後更にFMC(Fixed Mobile Convergence)サービスの普及が見込まれるほか、広告収入など通信サービス以外の収入要素が料金設定に与える影響が大きくなる可能性がある。

3.3.2 バンドル型料金に対する料金規制については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(01年11月策定。最近では06年5月改定)において、以下の点が規定されている。

- ・基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務の料金とこれら以外の役務の料金を区別せずに設定するときは、契約約款の変更命令(電気通信事業法第19条第1項第6号及び同法第20条第3項第6号)が発動されること
- ・電気通信役務と電気通信役務以外の料金を区別せずに設定することにより、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすときは、業務改善命令(電気通信事業法第29条第1項第7号)が発動されること

3.3.3 こうした状況において、

- 1) 今後、料金形態の多様化が一層進展することを踏まえ、バンドル型料金設定や利用者料金以外からサービス提供に係る費用を回収するモデル等について、料金規制との関係を検討することが適当ではないか。
- 2) その際、例えば、①FMCサービスのよう、通信サービスレイヤーの中で複数のサービスをバンドルして料金設定をする場合、②通信サービスレイヤーとコンテンツレイヤーといった異なるレイヤーのサービスをバンドルして料金設定する場合、料金規制との関係でどのように整理を図ることが適当か。また、これに関連して、指定電気通信役務損益明細表の役務別区分等の在り方について検討することが適当ではないか。
- 3) 上記のほか、最近の商法改正等に関連した会計ルールの変更に関する検証など、今後の電気通信事業会計の在り方について検討すべき事項は何か。

4. その他の検討項目

(1) 基礎的電気通信役務の収支に係る配賦基準の適正性等

4.1.1 情報通信審議会答申(06年3月31日)において、「平成17年度(05年度)以後の基礎的電気通信役務の収支状況、特にその赤字額については接続電気通信事業者の負担額と密接な関係があり、これを的確に判断する必要から、今後、基礎的電気通信役務収支に係る配賦基準の適正性等について検証し、その検証結果を当審議会に報告すること」という要望が表明された。

4.1.2 このため、基礎的電気通信役務収支表に係る配賦基準の適正性等を検証する観点から、基礎的電気通信役務とそれ以外の役務にまたがる費用について

費用配賦の実態を検証し、その在り方を検討することが適当ではないか。

- 4.1.3 その他、ユニバーサルサービス基金に係る交付金の使途を明確化等するために検討を要する事項は何か。

(2) 接続会計と電気通信事業会計の有機的連携

4.2.1 市場メカニズムが有効に機能している場合は、利用者料金はコストに適正利潤が乗せられたものとなる。このことを踏まえ、接続料の妥当性を検証するために、接続料と利用者料金の関係について検証(スタックテスト)が行われている。

4.2.2 この場合における接続料と利用者料金との差額は営業費相当とされているが、当該差額と電気通信事業会計における実際の営業費との関係は必ずしも明らかでない面がある。

4.2.3 これを明らかにすることが、接続料や利用者料金の適正性を検証する上で必要か。(※ スタックテストの在り方については、現在情報通信審議会に諮問されており、その答申案を踏まえて、当該項目は修正予定)

(3) 子会社等との関係の透明性向上

4.3.1 NTT東西は、子会社等への業務委託の割合が高く、NTTグループで一体的に業務運営が行われている状況にあることから、NTT東西単体の会計情報では開示が不十分との指摘が競争事業者からなされているところである。

4.3.2 このため、不当な内部相互補助の防止や接続料原価算定の適正性確保等の観点から、NTT東西とその子会社等との間の会計情報を把握・開示する仕組みを検討することにより、透明性向上を図ることが必要ではないか。仮に検討が必要な場合、どのような方向性が考えられるか。

(4) 会計制度の定期的な見直し等

4.4.1 会計制度の定期的な見直しを行う仕組みなど、会計制度の適正性・信頼性をより一層高めるための仕組みを検討することが必要ではないか。仮に検討が必要な場合、どのような方向性が考えられるか。

4.4.2 NTT 東西等が毎年提出・公表する会計報告の検証・活用のための仕組みを設ける必要があるか。その場合、具体的な仕組みはどのように構築すべきか。

その他

4.5.1 上記のほか、検討を要する事項はあるか。